

議案第 77 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「2 号俸」を「昇給しないもの」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(昇給の基準) 第 4 条 略 2 ～ 5 略 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「<u>2号俸</u>」とする。 7 ～ 10 略	(昇給の基準) 第 4 条 略 2 ～ 5 略 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「<u>昇給しないもの</u>」とする。 7 ～ 10 略